

農地の売買、贈与、貸借等の許可について（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないままの行為は、無効となりますのでご注意ください。

〔なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。〕

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地保有適格法人の要件を満たすこと（農地保有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農地保有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

南箕輪村農業委員会では、管内の農地の利用集積、耕作放棄地及び新規就農の動向を考慮して、下限面積を次のとおり別に定めています。

設定区域	別段の面積	備考
南箕輪村全域	30 アール	

南箕輪村空き家バンクの登録に付随する農地について

設定区域	別段の面積	備考
空き家バンクに附随した農地	1 アール	農業委員会が別に定める要件を満たすものに限る

（別に定める要件）

南箕輪村空き家バンクの登録に付随する農地については、農業委員会が事前に審査を行い、空き家を購入する者が当該農地を併せて購入することが農地の利用上やむを得ないと判断した場合に限り、下限面積は1アールとする。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 南箕輪村農業委員会では、申請書受付締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間を **15日** と定め、迅速な許可事務に努めております。
 なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

